

控

平成23年(ワ)第101号 損害賠償請求事件

原 告 上原 正稔

被 告 株式会社琉球新報社

証拠説明書

平成24年6月19日

那覇地方裁判所民事第2部合議A係 御中

被告訴訟代理人弁護士 池宮城 紀夫
同 赤嶺 真也
同 島田 考人

被告主張立証のため提出した書証につき、以下のとおり立証趣旨等を説明する。

乙第7号証

- 1 標目 陳述書・原本
- 2 作成年月日 平成24年6月18日
- 3 作成者 枝川健治（本件連載時の編集局次長）
- 4 立証趣旨 本件連載第1話、第2話の内容が「沖縄戦ショウダウン」の内容とほぼ同じであったことから、原告と被告会社との間で話し合いが持たれたこと、その話し合いの場で、原告もショウダウンと同じ内容を掲載したこと認め、連載についてはショウダウンの部分を削除し、第1話で同じものを載せたことについては、連載の中で読者にお断りを入れたいなど

と釈明したこと等

乙第8号証

- 1 標目 陳述書・原本
- 2 作成年月日 平成24年6月18日
- 3 作成者 名城知二朗（平成20年当時、被告会社の編集委員で、同年7月から本件連載終了までの担当者）
- 4 立証趣旨 原告が第181回目として持ち込んできた原稿の内容が、「沖縄戦ショウダウン」とほぼ同趣旨のことが記載されていたり、沖縄タイムス紙上に掲載された記事に対する原告の感想を記載していることなど、初出の資料を用いるという当初の合意内容に反したものであること等。

以上